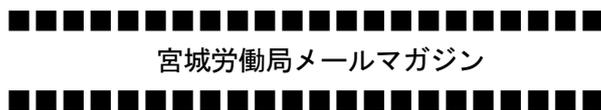


2024年10月 1 日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額 973円に～
2. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！
3. 中小企業の従業員のための国の退職金制度があります！
4. その他

1. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額 973円に～

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和6年10月1日から50円引き上げられ、時間額973円に改正されます。

現在の賃金額をご確認の上、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるようご対応をお願いします。

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

●賃金引き上げ特設ページ

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

2. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用するために、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇(※2)の制度の導入をご検討ください。

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができます。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、
労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の
取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8844）

3. 中小企業の従業員のための国の退職金制度があります！

人材定着の対策に国の退職金制度である「中退共制度」を上手に活用しましょう！

〈中退共のポイント〉

- ・ 国からの掛金助成
- ・ 外部積立型で管理が簡単
- ・ 掛金は非課税
- ・ 通算制度でまとまった退職金
- ・ 退職金は直接従業員へ

建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした「特定業種退職金共済制度」もあります。

●中小企業退職金共済制度について

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【お問合せ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

TEL : 03-6907-1234

HP : <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

4. その他

○メルマガの内容に関するご意見・ご要望

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/miyagi-roudoukyoku-goiken>

○登録済み情報の変更

[https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?
ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311](https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311)

○宮城労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

○宮城労働局公式SNS
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/madoguchi_annai_00002.html

○厚生労働省人事労務マガジン
https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga_00.html